

令和7年度いわき湯本温泉景形成支援業務委託 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、いわき市が発注する「令和7年度いわき湯本温泉景観形成支援業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

2 業務目的

本市の観光拠点である常磐地区においては、観光入込客数の減少をはじめ、市街地の空洞化等、様々な問題を抱えており、令和2年度より、地域と行政が対話を重ねながら市街地の再生に向けた検討を進め、令和4年10月に「常磐地区市街地再生整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、具体的な取組みを定めた。

また、基本計画策定後には、まちづくり専門家等で構成する「いわき湯本温泉ブランド化作戦会議」を設置し、温泉観光地としての「まちのあり方」「まちをデザインする考え方」の検討を進め、令和5年に、まちづくりのよりどころとする「新・いわき湯本温泉まちづくりビジョンブック」及び「新・いわき湯本温泉まちなみづくりサポートブック」(以下、「サポートブック」という。)を作成したところである。

本業務は、基本計画に掲げる事業の1つである「魅力ある街並み空間整備事業」において、温泉街の魅力ある景観(まちなみ)形成の実現に向け、地域住民との対話や実証実験等を開催し意識醸成を図り、景観形成に向けて必要な施策の検討を行うものである。

3 業務場所

本業務の対象地域は、いわき市常磐湯本町地内とする。(別紙参考図1を参照)

4 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月31日(火)

※ 地域との調整等により、実施期間に変更が生じる可能性あり。

5 業務内容

業務の実施に先立ち、調査・検討方法、組織体制、スケジュール等について、実施計画書を作成し、提出すること。

(1) 社会実験に向けた検討

ア 計画検討

いわき市常磐湯本町におけるこれまでのまちづくりに関する検討経緯・内容及び関連計画を整理の上、本業務の前提条件や課題を把握し、社会実験の方向性の整理を行う。

イ 適地選定

前述した社会実験の方向性に基づき、適地選定を行う。適地選定については、2か所以上とする。

(2) 景観形成に係る社会実験

ア 実施検討

5-(1)の検討内容に基づき、社会実験の効果的な実施方法、実施時期等の検討を行う。

イ 広報

社会実験の実施にあたっては、地域住民に対し十分に広報する方法を検討する。

ウ 実施支援

実施検討の内容に基づき、実施箇所において社会実験を実施する。社会実験実施にあた

っては、来年度以降の景観形成施策の検討を並行して行うこと。

(3) まちなみ景観検討アンケート調査

ア 検討

地域住民や事業を営む地域事業者に対し、まちなみ景観に対する意識及びニーズ把握等を目的としたアンケート調査を実施するための企画案（調査項目、実施場所、実施期間等）を検討する。

イ 実施

前項の検討事項を元に、アンケート調査を実施する。受託者は、アンケートに必要な設備の設置を行うものとする。実施回数は、社会実験後の1回とする。

(4) 社会実験報告会の実施

社会実験後、社会実験までの経過や結果を報告するための報告会を実施すること。実施にあたっては、事前の資料作成及び当日の説明を補助すること。

ア 開催方法及び開催回数

地域の特性により対象地域を分け、地区ごとに1回以上実施すること。

イ 広報

報告会の開催にあたっては、地域住民に対し充分に広報する方法を検討すること。

(5) 地域関係者との事前調整補助

適地選定及び社会実験等の実施に先立った常磐湯本町の地域まちづくりに関わる関係団体等との事前調整協議に同行すること。また、事前調整協議に係る資料の作成補助を行うこと。

(6) サポートブックの編集

5-(2)~(5)を経て得た地域住民の意見を元にサポートブックの内容を編集すること。また、編集後は、パワーポイントファイル及びPDFファイルを委託者に送信すること。

6 打合せ協議

打合せについては、初回、完了及び中間1回とする。各業務に関する打合せは各項目に含むこととし、必要に応じてウェブによる実施も可能とする。また、受託者は、打合せ記録を整理の上、委託者の確認を得る。

7 組織体制及び資格要件

(1) 管理技術者

技術士「建設部門（都市及び地方計画）」又は技術士「総合技術管理部門（選択科目：建設（都市及び地方計画）」を有する者。

(2) 担当技術者

当該設計技術業務等に関する技術士の知識及び実績を有する者。

8 成果物

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書 2部
- ・ 成果品電子データ 1式
- ・ その他資料 1式

9 検査

成果品等提出物の検査の結果、不良箇所があった場合は、訂正し再提出しなければならない。また、成果品引渡し後において、受託者の責めに帰すべき誤りが発見され、委託者がその訂正

を要求したときは、受託者の負担において速やかに訂正するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、市担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
- (2) 受託者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は、委託者に帰属するものである。
- (5) 受託者は本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならないものとする。
- (6) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に委託者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、いわき市契約規則を遵守するものとする。
- (8) 着手後の業務内容等の変更は、双方で協議の上、決定する。

別紙参考図1 (R4.10 策定常磐地区市街地再生整備基本計画抜粋)

